

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第二項の規定により意見が述べられましたので、次のとおり公告し、その意見を縦覧に供します。

平成二十三年七月二十九日

奈良県知事 荒井正吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 （仮称）ロイヤルホームセンター生駒

所在地 生駒市谷田町八六一番地一ほか

二 述べられた意見の概要

1 生駒市在住 竹中正巳

- (一) この施設の東隣は、すべて居住施設である。
- (二) 以前のスーパーは、食料品等を扱っており、住民にとって必要不可欠なものであった。
- (三) 計画のホームセンターは、利用頻度が月一回程度にも満たないばかりではなく、北一キロメートル先に別のホームセンターが存在し、充足している。
- (四) 荷さばき施設は、二箇所とも敷地の東側にあり、作業時間が午前六時から午後十時までとのことであるが、以前のスーパーも荷さばき施設が東側にあり、午前七時頃から騒音があった。施設を西側に移すか、または、作業時間を午前八時から午後六時までとしてほしい。午前六時から午前八時までの間は作業をしないこと。
- (五) 敷地の利用を拒むことはできないが、隣接する住民の迷惑にならないよう利用してほしい。

2 生駒市桜ヶ丘五―二九

桜ヶ丘自治会 会長 中川廣幸

市道谷田・小明線の交通量の増加に伴う交通環境悪化に配慮してください。

- (一) （仮称）ロイヤルホームセンター生駒の営業に伴い、当自治会内の市道の通行台数の増加及び環境悪化のおそれがあります。また、隣の谷田町自治会内にも道路幅が三メートル程度の箇所があり、カーブになっていて見通しが悪く、現状でも通行困難であるため、事態の更なる悪化が懸念されます。

- (二) 旧ジャスコ生駒店の駐車場入り口は、今回の設計と同じ位置にあり、土曜日、日曜日及び祝日には駐車場入り口付近で一般車両が通行できない状態が頻繁に生

じていました。開店前であり、営業分野が異なるため予測不可能ですが、駐車場入り口が同じ位置にあるため、車があふれた場合には同様の状況に陥ることが予測されます。

(三) 近隣説明会の書類によると、当自治会方面からのピーク時来店台数が毎時六台とされていますが、そもそも当市道の通行量は調査に基づいた資料もなく、自治会の調査資料が唯一のものと思われます。住宅内の生活道路であり通学路でもある当自治会内市道は、当地区から外部への唯一の道路であるため、十分な配慮が必要かと思えます。

三 縦覧場所

奈良県産業・雇用振興部商業振興課

四 縦覧期間

平成二十三年七月二十九日から同年八月二十九日まで

五 縦覧時間

午前九時から午後五時まで